

NEWS LETTER

発行元：一般社団法人日本語学校ネットワーク 住所：東京都新宿区下宮比町2-28-214



活動ができずおりました。皮肉なことにコロナによる緊急事態への危機感が、業界がまとまる動きを大きく加速させることになりました。本年4月に初めて日本語教育機関関係6団体（一般財団法人日本語教育振興協会、一般社団法人全国日本語学校連合会、一般社団法人日本語学校ネットワーク、全国専門学校日本語教育協会、一般社団法人全国各種学校日本語教育協会、一般社団法人全日本学校法人日本語教育協議会）が話し合い、連名で「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う日本語教育機関への支援についての要望書」を出すことが合意されました。この要望書を持って、自由民主党政務調査会長である岸田文雄議員を皮切りに関係する国会議員の方々や関係省庁に陳情を行いました。これまで議員の先生方や関係省庁に陳情を行うたびに日本語学校は業界としてのまとまりがないから調整が難しい旨を言われて参りましたが、これが解消されたことになります。この業界としてのまとまりが効果を発揮することが実証された一例があります。政府が「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給を検討する際に当初の対象は大学や専門学校の学生と留学生でした。これを知られた日本語教育機関関係6団体は、給付金の対象者に日本語教育機関の留学生を含めるように陳情いたしました。結果は皆様ご存じの通り対象学生に「日本語教育機関を含む」と明記されましたし、この通達の宛先として日本語教育機関担当課と記されています。行政文書の宛先に日本語教育機関担当課と記された文書を初めて見た私にとっては、驚きであり、業界としてのまとまりの大切さを痛感した一例です。

本年度は、私たち日本語学校の存続を左右しかねない新型コロナウイルス関連の対策が主要な活動となると思われます。まずは留学生の早期入国を訴えなければなりませんし、コロナの緊急事態により生じた様々な歪みの是正等、所謂アフターコロナについても考えなければなりません。その他、「日本語教育推進法」の附則に記された「類型化」の課題、より厳しい基準が導入された新しい告示基準の運用についても皆様のご意見を伺いながら積極的に意見発信をしていく所存です。

本年度は、私たち日本語学校にとって多難な一年となります、お互いに協力しながら、この苦難を乗り越えましょう。

本年度に於きましても、ネットワーク活動に対するご協力、ご支援をよろしくお願ひいたします。

大日向和知夫
代表理事

ご挨拶

No.25

2019年

- 5月 山下貴司法務大臣に面会し、日本語教育機関告示基準改正案、日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」、語学学校の特徴についての意見陳述（一般社団法人全国各種学校日本語教育協会及び日本語教師の会と共同で実施）
- 5月 告示基準の一部改正のパブコメに関して法務省のヒアリングに出席
- 5月 第43回規制改革推進会議についての意見書提出
「日本語教育機関を高等教育機関へ入学させること目的である教育機関と断定し、就労目的の外国人材の日本語教育を担う組織としてふさわしくない。」旨の記述に対する抗議文書送付
- 6月 一般社団法人日本旅館協会労務委員会に出席し、在留資格特定技能について意見交換
- 6月 第五回社員総会および全体会開催（於：中央大学駿河台記念館）
- 6月 勉強会 宿泊分野における外国人材の獲得の実情と背景
一般社団法人日本旅館協会 専務理事 佐藤英之氏
「外食分野において求められる外国人材について」
- 株式会社麺食 管理部部長 新規事業 チームリーダー 杉原伸次氏
- 6月 国民民主党の参院の文教科学委員会に於いての日本語教育の推進に関する法案の審議の拒否について抗議文送付
- 12月 忘年会



入管庁(宮崎法務大臣政務官も同席)との意見交換会

2020年

- 2月 東京出入国在留管理局の担当官を招いて行われたセミナー「出入国管理に関する事務申請手続きについて」（一般社団法人全国各種学校日本語教育協会主催）を共催
- 2月 新型コロナ感染症についての各学校の対応事例を募集し、会員と共有
- 2月 日本語関係団体と横断的な連携についての会議出席
- 3月 新型コロナ感染症への対応策について行政への質問、要望事項を募集。その後、担当部署毎に分けて、当該機関に送付、回答は逐次会員へ配信
- 3月 新型コロナウイルス感染症問題による非常事態を鑑み、関連情報を会員に限らず当ネットワークが把握している日本語教育機関に配信することを決定
- 3月 10人委員会の一員として新型コロナウイルス感染拡大に伴う日本語教育機関への支援を政府に要請する件につき、日本語教育機関各団体に連名実施を呼びかける
- 4月 日本語教育機関関係6団体（一般財団法人日本語教育振興協会、一般社団法人全国日本語学校連合会、一般社団法人日本語学校ネットワーク、全国専門学校日本語教育協会、一般社団法人全国各種学校日本語教育協会、一般社団法人日本旅館協会）の代表者による意見交換会を開催
- 4月 日本語教育機関関係6団体の一員として、アンケートの結果とともに具体的な支援策を自由民主党政務調査会外国人労働者等特別委員会片山さつき委員長を始め、日本語教育推進議連の議員諸氏及び政党及び有力議員等に提出
- 4月 日本語教育機関関係6団体が、日本語教育機関および留学生の窮状を訴えるためアンケート実施を決定
- 4月 日本語教育機関関係6団体の一員として、アンケートの結果とともに具体的な支援策を自由民主党政務調査会外国人労働者等特別委員会片山さつき委員長を始め、日本語教育推進議連の議員諸氏及び政党及び有力議員等に要望
- 5月 日本語教育機関関係6団体の一員として、政府の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給を検討する際に日本語教育機関に在籍する留学生を含めるよう中川正春議員を始め日本語教育推進議連の議員諸氏及び政党及び有力議員等に要望

特定技能外国人材～宿泊分野（ホテル・旅館）

— 日本語学校留学生の就職先として —

留学生ビジネスマッチング

「宿泊事業における特定技能外国人材受入れセミナー」（観光庁主催）が昨年10月から今年の初めにかけて、北海道から沖縄まで全国の主要10都市で開催されました。ネットワークでは本セミナーの留学生への案内周知、東京会場の参加留学生の取りまとめを行いましたので、開催時の様子等をここに報告させて頂きます。

初めに在留資格「特定技能」の制度説明や、既に外国人材を雇用している事業者の事例紹介などがセミナー形式で行われました。また、後半の第二部では外国人材の採用を検討しているホテル・旅館等の宿泊事業者と、日本の宿泊業界で就職を希望する日本語学校留学生との交流会があり、参加留学生は事前に準備した面接シートを持参の上、宿泊事業者の人事採用担当者と活発な意見交換を行いました。日本語学校生にとっては、事実上の**ビジネスマッチング**となり、熱心に説明聞いて質問をする学生、流暢な日本語を使って積極的に自己アピールをしている学生、また終始緊張して一言も話せない学生など、普段の授業風景とは全く違う姿が見受けられました。

参加留学生概要（東京会場）

日本語学校数12校 留学生数91名

国籍：ベトナム、ミャンマー、韓国、ウズベキスタン、中国、モンゴル、インドネシア、ロシア、タイ、フィリピン、タジキスタン等。会員校の先生方のご協力のもとに多くの留学生に参加を頂きました。学生への案内周知から面接シートの記入、当日の会場引率まで、親身にご指導頂き厚く感謝申し上げます。

接客業としての宿泊と外食

さて、出入国在留管理庁公表の特定技能在留外国人数（2020年6月末）によると、総数5,950人のうち宿泊分野では39人、分野別では14分野の下位から2番目の少数となりました。一方、日本語学校生の就職先として宿泊分野とともに期待される外食分野は607人であり、分野別では上位3番目と比較的人数は多いです。両分野ともベトナム国籍が圧倒的に多いのですが、そのどちらの分野でも技能測定試験がベトナムでは実施されていないことから、多くは留学等日本国内滞在者からの資格変更者と推察されます。ただ宿泊と外食でこれほどの人数差が開いてしまったことは、レストランや居酒屋など外食業においては外国人材の雇用に慣れており、外国人材から見ても就職先として外食業がとても身近な選択肢であることが大きな要因ではないかと思われます。特にここ数年は留学生の日本語能



特定技能制度説明 一観光庁



交流会 一ホテル・旅館人事担当 日本語学校留学生一

力が乏しい場合でも、大手外食チェーンなどは各国語のマニュアル完備や短期間の研修により留学生のアルバイト採用を活発化させています。それにより多くの留学生の間では外食分野で正社員として働くイメージが自然に備わっている環境もあります。

-- 特定技能1号で従事できる主な業務（省庁運用要領より）--

●宿泊分野「宿泊施設におけるフロント、企画・広報、**接客**及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務」

●外食分野「外食業全般（飲食物調理、**接客**、店舗管理）」

どちらの分野にも共通する業務として「接客」がありますが、宿泊業界の現場ではホスピタリティ精神がより強く求められます。都市部の高級ホテルから観光地の日本旅館まで「おもてなし」の文化を理解している留学生がいたいどれくらい存在しているのか、セミナー交流会に参加した人事採用担当者が日本語N4レベル相当の留学生に説明をしていたのですが、発話をきちんと聞き取っている学生はごく少数だったように見えました。時間給の飲食店アルバイトの接客には慣れたとしても、宿泊施設の現場で臨機応変に対応できるだけの語学能力、少なくともN2以上の日本語能力が必須なのではないでしょうか。

就労資格の該当性

既にホテルや旅館などの宿泊施設では「技人国」の就労資格で外国人材を雇用しています（※短期的には特定活動や研修）。日本での専門士や学士以上だけでなく、海外の学士以上の日本語学校生がホテル等へ直接就職するケースも多々見受けられます。しかし実際の業務内容が在留資格の該当する活動を行っていない（いわゆる「**該当性**」が認められない。例えば採用後2年間を新人実務研修として宿泊客の荷物運搬、レストランの配



事例紹介 一京王プラザホテル

セミナー交流会 参加事業者一覧

東京会場10月

名称	所在地	名称	所在地
（株）グリーンズ	全国	ホテルアルファーワン	全国
ルートインジャパン	全国	SPA&RESORT海栄RYOKANS	全国
知床グランドホテル	北海道	大洗ホテル	茨城
萬世閣	北海道	ほほえみの宿滝の湯	山形
（一社）海外人材開発推進機構	北海道	さぎ湯の荘	島根
岩手ホテルアンドリゾート	岩手	八千代	京都
池の平ホテル＆リゾーツ	長野	ホテルニューツルタ	大分
強羅花壇	神奈川	ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ	全国
ホテルニューショーヘイ	東京	パレスホテル東京	東京
いわさきホテルズ	鹿児島	東京マリオットホテル・ウェスティンホテル仙台	全国

東京会場12月

膳、客室の清掃を主たる業務と課している）として、在留期間更新を不許可とする等の措置がとられる可能性があります。この点を特定技能制度の導入と併せて改めて法務省から宿泊業界への注意喚起がされ、技人国から特定技能への資格変更が必要なのかと少し戸惑っている事業者があるという話も聞かれました。

単純労働者の受け入れだけでよいのか

特定技能制度は中小規模の事業者等で深刻化する人手不足に対応するため、即戦力となる外国人材の受け入れを目的として創設されました。一定の専門性・技術を要件とはしているものの、学歴や高度な日本語能力を持たない外国人材に**単純労働**を課すことができる、また技能実習2号からは試験免除で特定技能1号への移行も可能とあり、受入事業者の中には単なる技能実習制度の延長のようなものと見なしているところも少なくないようです。また一方で日本語学校の中でも学力や学習意識も伸び悩み、進学できずに路頭に迷う学生（いわゆる進学難民）の受け皿の一つとして特定技能への就労を仕方なく勧めるという考え方もあり、互いにプラスのイメージにはなりにくい側面があります。昨年初春に会員校にご協力いただいた宿泊技能測定試験の事前アンケート実施（宿泊業への就職希望の調査）では、制度の情報不足と資格変更の可否が不確定だったこともあります。多くの母数を集めることはできませんでした。もともと進学目的で来日した留学生に進路指導の一環として特定技能を捉えるには時期尚早だった感もあります。

日本語学校が輩出する即戦力人材

しかしジャパン・アズ・ナンバーワンと謳われた時代はとうの昔のことであり、日本政府が国を挙げて外国人労働者へ門戸を開いたところで自然と海の向こうから有望かつ即戦力人材が大挙して押し寄せてくることはありません。それは日本語学校の留学生誘致も同様でこの十数年で劇的に状況が変化しており、我々の業界では周知の事実として受け止め、SNSを駆使し海外現地へ何度も訪れる日本の魅力ある情報の発信努力をしているからこそ日本での進学者や就職者を増やすことができていると思います。また、どんなに有望な外国人材であっても日本で働き生活をするためには、日本語と日本の文化習慣、日本人の気質や日本の企業文化の理解が必要です。そのためにも日本語学校での留学生活は貴重な経験となり、企業に採用後もより長く勤務継続が期待できる人材を育てることができます。

ネットワークでは特定技能制度を業界の大きなチャンスと捉え、特に宿泊・外食の分野に**即戦力人材**を数多く輩出する教育機関として制度情報の発信、人材のマッチング、下記の案件で宿泊等他業界団体との共同プランの提案を進めております。

1. 在校生インターンシップ（夏休み等長期休暇）
 2. 就職事前内定型留学（渡日前内定後一定期間の留学）
 3. 企業支弁による日本留学（新聞奨学生と類似）
- 今後も特定技能制度に関して留学生の魅力、日本語学校の重要性を広く社会に発信して参りますので、会員校の皆様のご協力ご指導を頂きたく、どうぞ宜しくお願ひいたします。

理事 本田 善太郎

在留資格別制度比較表	特定技能1号	技能実習	技術・人文知識・国際業務
目的	人手不足対応	技能移転・国際協力	専門的分野の就労
要件	N4・技能試験	不要	不要
学歴	無し	無し	専門士・学士以上
実務経験	不要	必要	不要
滞在期間	最長5年	3~5年	1,3,5年（更新可）
単純労働	可	不可	不可
家族帯同	不可	不可	可
給与・転職	日本人と同等・可	最低賃金以上・不可	日本人と同等・可
給与外毎月経費	登録支援業務委託費	管理団体への管理費	不要

特定技能宿泊

日本語教育機関関係6団体

による活動の経過、現状、今後について



皆様は、この業界は、意見の相違が大きすぎて、団体間の連携などはあり得ないものと思っておられたと思いますが、コロナウイルス感染症の蔓延が最終的なきっかけとはいえ、それ以前から、6つの団体の連携の土壤は養わっていました。

時代は確実に変化していて、少子高齢化、人口減少という社会の変化は、我が国における外国人の立ち位置を変化させました。それにより、今まで見向きもされなかった日本語教育に着目してくれる議員も増え、それが日本語教育推進議連を誕生させました。そして、我々は、日本語教育推進法の成立過程で、望む望まざるにかかわらず、業界のあり方について、考えなければならなくなっていました。

団体間の連携という観点で言えば、推進法成立のための連名での陳情摸索と決裂、その後の新告示基準改正案に対する要望書提出での全各日協、全国日本学校連合会との連携実現、シンポジウム「日本語教育推進法に期待する関係者の集い」を団体の枠を越えたメンバーで開催と、相互信頼の枠を広げてまいりました。そして、この春、さらなる連携を模索していた矢先に、コロナ禍がやってまいりました。コロナ禍自体は、日本語教育機関にとって、大きな災いでしかありませんが、団体間の連携という意味だけでは、プラスに作用しました。ついに、日本語教育機関の関係6団体が一堂に会し、コロナ禍によって苦境に陥っている日本語教育機関の窮状を連携して訴えていくことになったのです。

それからは、落ちつかない日々が始まりました。たった1枚の要望書を提出するためだけのことなのですが、皆さんそれぞれ常日頃から抱いている熱い思いがあるために、コロナ関連でそれほど主張の差はないはずなのに、言いたいことは山ほどあります。しかし、行政が受け入れやすいか、政治家の支援を得られそうか、世論との齟齬はないかなどを勘案した上で要望をしていかないと、良い内容でも実現できなければ意味がありません。また、要望事項も訴えるタイミングがあり、あまりに早いと忘れ去られ、遅いと手遅れになってしまいます。さらには、要望書の文言も、インパクトと分かりやすさとシンプルさを備えたものにする必要があり、それらの調整作業には、実に莫大なエネルギーが費やされました。

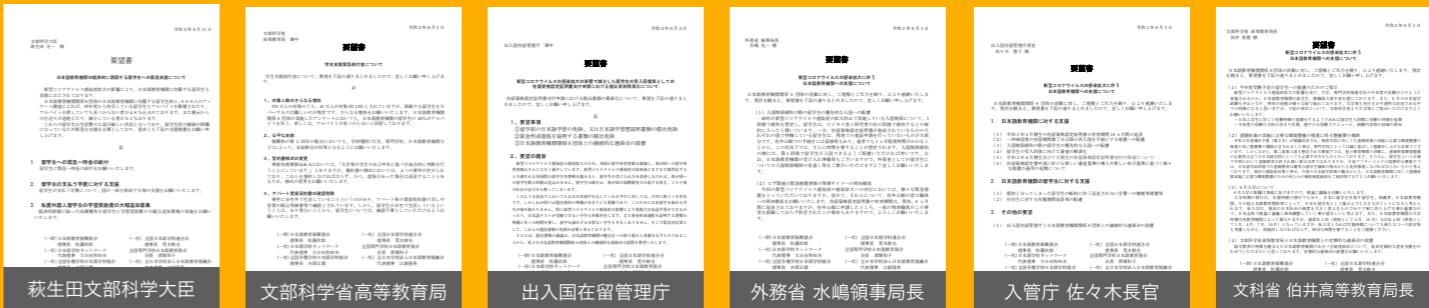
6団体の活動は、本年4月の活動開始から6月末の在留資格認定証明書の有効期間の再延長までと、それ以後で少し活動の性格が変

提出要望書



わってきました。仮に4-6月を第一期、それ以後を第二期とすると、第一期は、感染が夏には収束するだろうという希望のもとに、学校、教職員、学生への支援を訴え、それがある程度実現した期間、そして、それ以後の第二期は、10月入国も危うい状況となり、改めて、入国制限の早期緩和への陳情活動を行い、現在に至る期間です。また、この第二期は、望むかどうかは別にしても、6団体として、コロナ以外に日本語教育推進法の附則第二条に規定された類型化等の議論をしなければならなくなつた期間でもあります。

第一期の成果ですが、学校、教職員に対しては、一般的な企業や国民と同様の無担保、無利子融資の適用や雇用調整助成金の適用以上のものは得られませんでしたが、学生に対しては、特別定額給付金が留学生も対象となつただけでなく、学生支援緊急給付金の対象に、日本語教育機関の学生も加えていただけることになりました。ただこれは、我々業界団体側だけでなく、タイミングよく政策につなげてくれた議連をはじめとした政治家の先生方の力が大きかったと言えます。議連、日本語教育推進法、そして、6団体の連携は、このように業界の意見が政策に反映される構造をもたらしてくれました。また議連以外にも、与党の外国人労働者等特別委員会や、新たな外国人材の受け入れ対策本部が外国人留学生に注目してくれるようになったという時代の変化も底流にありました。そして、第一期のハイライトは、在留資格認定証明書の有効期間の再延長の実現でした。同時に、保留となっていた4月、7月期の在留資格認定証明書も交付され、学校、学生ともに希望の灯がともりました。



第二期のテーマは、入国制限の早期緩和ですが、一つ言えることは、行政も何もしていないようでいて、水面下で一つ一つ問題点を解決していっているようであり、行政もその必要性はしっかりと認識してくれているようだということです。要望の過程でさやかな収穫もあって、行政との窓口ははっきりしました。今までには、行政との接点と言えば、入管庁在留管理課が主体で外務省とはほとんど接点がなく、文科省とも疎遠でありましたが、外務省は、領事局外国人課が窓口と決まり、文科省については、文化庁国語課を窓口にする体制が徐々に整ってきています。

一方、コロナに伴う活動は、行政との関係において、様々な課題があることを浮き彫りにしました。入管庁は、規制はしても、振興はしてくれないこと、文科省は、省内に日本語教育機関を担当する部署がなく、基本的には、どこも相手にしてくれないこと、入管庁にても、文科省にても、実際には、日本語教育機関を所管しているわけではないため、どんなに我々が困っていても、守る義務もその気もないということが改めてはっきりしました。もちろん、省庁の役人の方々も血も涙もないというわけではないですが、制度的に、現状ではどうしようもないということを、コロナでより実感することになりました。だからこそ、日本語教育推進法が制定された意味があるのだということを再認識させられました。

日本語教育推進法には、日本語教育機関の制度整備が謳われているため、必然的に、所管官庁を決めることになってきます。本年6

月に、日本語教育の推進に関する施策の基本の方針が閣議決定されたことにより、今まで全く動きのなかった行政が動き出しました。前述の通り、現状では日本語教育機関を振興してくれる制度にはなっていないため、6団体として、日本留学、日本語教育を振興する制度を提案し、コロナ後の日本留学を回復させなければなりません。対コロナとは違い、制度設計ともなると、6団体の足並みも揃いにくいのですが、現場のニーズとかけ離れた制度設計とならないためには、一定のコンセンサスも必要なため、引き続き意見の調整を行いつつ、対応していかなければならないと思います。

入国制限緩和、日本語教育機関の制度整備に加えて、審査厳格化と適正校の選定基準の変更も、我々が直面していて6団体で対応すべき大きな問題です。幸いと、入管庁も以前と比べると、我々との意見交換に前向きであり、積極的な提案を求めています。しかし、入管庁に対して説得力があって、全ての団体が納得する提案の立案は非常に難しく、なかなか良い案が生まれるのが現状です。会員の皆様もどんどんご提案いただけたらと思います。

最後になりますが、6つの業界団体が一つにまとめて行動できることは、我々の想像以上のインパクトを、行政や政治家の先生方に与えたようです。それにより、今までできなかったことも、大きく実現する可能性も出てきていますので、今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

副代表理事 谷一郎



6
団
体
関
係
日本
語
教
育
機
関



参考資料（政治家、関係省庁への提出要望書の抜粋）

令和2年4月9日

自由民主党
政務調査会長
岸田 文雄 殿

要望書

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う 日本語教育機関への支援について

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、外国人留学生を抱える教育機関に甚大な影響を与えています。特に収入の全額を外国人留学生からの納付金で賄い運営されており、その学生募集を国外に依存する日本語教育機関への影響は深刻かつ、長期間に亘ることが確実であり、存亡の危機となっております。日本語教育機関の教育基盤が失われることは、高等教育機関の留学生や外国人労働者の激減につながることから、下記の支援措置を早急にご検討いただけますようお願いいたします。

1. 日本語教育機関に対する支援

新型コロナウイルスの感染拡大による海外から入国する学生の激減、授業の休校措置等の結果、経営困難が予想される日本語教育機関に対して、事業の存続・継続のために支援をお願いいたします。

2. 日本語教育機関の教職員（非正規雇用含む）に対する支援

休校措置や開講できないクラスの発生が今後さらに予想されることから、教職員（非正規雇用含む）への支援をお願いいたします。

3. 日本語教育機関の留学生に対する支援

すでにわが国で勉学に励む留学生の多くは、生活費を補填するためにアルバイトをしていますが、勤務する飲食店等の顧客減少により、解雇または勤務時間を減らされるという事態が生じています。生活費の面が厳しい状況となっている留学生たちのために支援をお願いいたします。

（一財）日本語教育振興協会
理事長 佐藤次郎

（一社）日本語学校ネットワーク
代表理事 大日向和知夫

（一社）全国各種学校日本語学校協会
理事長 吉岡正毅

（一社）全国日本語学校連合会
理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会

会長 深堀和子

（一社）全日本学校法人日本語教育協議会
代表理事 江副隆秀

別紙

○日本語教育機関の相談体制の明確化について（お願い）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日本語教育機関は従前にはない未曾有の危機に直面し、また今後新たに生じる問題等に対応するため、関係省庁における相談・協議に応じていただく担当課を明確にされることをお願いいたします。

○日本語教育機関の困窮している留学生の事例について

- 留学生の両親がコロナの影響で経費支弁が難しくなり困っている。
- 資格外活動（アルバイト）の時間が減っていて生活が苦しくなっている。
- 留学生のアルバイトが減らされている。
- 留学生の生活が困窮している。寮費も払えない状態が来るのではないか。
- アルバイトもなく、アパート代の支払いもできずに困窮する学生が増えている。
- 非常時なので仕方がないのかもしれないが、アルバイトもなく、帰国することもできない留学生もいる。

参考資料（政治家、関係省庁への提出要望書の抜粋）

令和2年5月11日

文部科学大臣
萩生田 光一 様

要望書

日本語教育機関の経済的に困窮する留学生への緊急支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日本語教育機関に在籍する留学生も苦境に立たされております。

日本語教育機関関係6団体の日本語教育機関に在籍する留学生約1,900人のアンケート調査によれば、昨年度から在学している留学生もアルバイトを解雇されたり、アルバイトを探していても見つからない者が46%を占めております。また親元からの仕送りが途絶えたり、減少している者が51%おります。

これらの留学生は生活費の面が厳しい状況となっており、留学生活の継続が困難になっているため緊急な支援を必要としており、是非とも下記の支援措置をお願い申し上げます。

記

1. 留学生への緊急一時金の給付

留学生に緊急一時金の給付をお願いいたします。

2. 留学生の支払う学費に対する支援

留学生が支払う学費について、国が一部を助成する等の支援をお願いいたします。

3. 私費外国人留学生の学習奨励費の大幅追加募集

経済的困窮に陥った成績優秀な留学生に学習奨励費の大幅な追加募集の実施をお願いいたします。

(一財)日本語教育振興協会

理事長 佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

代表理事 大日向和知夫

(一社)全国各種学校日本語学校協会

理事長 吉岡正毅

(一社)全国日本語学校連合会

理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会

会長 深堀和子

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

代表理事 江副隆秀

文部科学省
高等教育局 御中

令和2年6月3日

要望書

学生支援緊急給付金について

学生支援給付金について、要望を下記の通りまとめましたので、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 対象人数のさらなる増枠

370万人の対象のうち、43万人が対象（約12%）とされていますが、困窮する留学生をカバーするのは難しいのが現状です。さらなる増枠をお願いいたします。日本語教育機関関係6団体が実施したアンケートにおいても、日本語教育機関の留学生の46%がアルバイトを失う、若しくは、アルバイトが見つからないと回答しております。

2. 公公平な支給

推薦枠の第2回目の配分においても、学校種別（大学、専門学校、日本語教育機関など）によって、支給割合が同等となるようお願いいたします。

3. 誓約書様式の変更

事務処理要領Q&Aにおいては、「大学等が学生の自己申告に基づき総合的に判断を行うことについて」とありますが、誓約書の様式においては、4つの要件が定められており、これらを誓約しなければならず、かつ、虚偽があった場合は返金することあるため、様式の変更をお願いいたします。

4. アパート賃貸契約書の確認免除

要件に自宅外で生活していることというのがあり、アパート等の賃貸契約書の写しや家賃の振込明細書等で確認とされています。しかし、留学生が自宅で生活しているということは、あり得ないことから、留学生については、確認不要としていただけるようお願いいたします。

(一財)日本語教育振興協会

理事長 佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

代表理事 大日向和知夫

(一社)全国各種学校日本語学校協会

理事長 吉岡正毅

(一社)全国日本語学校連合会

理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会

会長 深堀和子

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

代表理事 江副隆秀

参考資料（政治家、関係省庁への提出要望書の抜粋）

令和2年6月3日

出入国在留管理庁長官
佐々木 聖子 様

要望書

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う 日本語教育機関への支援について

日本語教育機関関係6団体の活動に対し、ご理解とご尽力を賜り、心より感謝いたします。現状を踏まえ、要望書を下記の通りまとめましたので、宜しくお願ひ申し上げます。

1. 日本語教育機関に対する支援

- (1) 令和2年4月期生の在留資格認定証明書の有効期間10ヵ月間の延長
- (2) 一時帰国者の在留期間満了日以降の再入国を可能にする措置への配慮
- (3) 入国制限緩和の際の留学生の優先的な入国への配慮
- (4) 留学生の受入回復に向けた審査の簡素化
- (5) 令和2年4月期生及び7月期生の在留資格認定証明書交付の保留について
- (6) 在留資格認定書申請に於ける新しい審査基準の導入や新しい告示基準に基づく様々な措置の適用の延期について

2. 日本語教育機関の留学生に対する支援

- (1) 廃校となってしまった留学生の転校に伴う返金されない学費への補填等措置等
- (2) 在校生に対する在籍期間延長等の配慮

3. その他の要望

- (1) 出入国在留管理庁と日本語教育機関関係6団体との継続的な連絡会の設置
- (一財)日本語教育振興協会
理事長 佐藤次郎
- (一社)日本語学校ネットワーク
代表理事 大日向和知夫
- (一社)全国各種学校日本語学校協会
理事長 吉岡正毅
- (一社)全国日本語学校連合会
理事長 荒木幹光
- 全国専門学校日本語教育協会
会長 深堀和子
- (一社)全日本学校法人日本語教育協議会
代表理事 江副隆秀

別紙1/3

要望書に対する具体的にお願いしたい支援措置

1. 日本語教育機関に対する支援

(1) 令和2年4月期生の在留資格認定証明書の有効期間10ヵ月間の延長

4月9日更新「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」により、在留資格認定証明書の有効期間が3ヵ月間から6ヵ月間への延長が認められました。専門学校を始め年2回の募集を行っている日本語教育機関は4月、10月が入学時期であり、6ヵ月延長だけでは、10月入学に対応できず、現実的ではありません。4月期生の在留資格認定証明書発行は今年2月であり、6ヵ月延長されても、有効期限は8月下旬までとなります。少なくとも10月入学に対応させていただけるよう、9ヵ月間～10ヵ月間の延長をお願いいたします。

(2) 一時帰国者の在留期間満了日以降の再入国を可能にする措置への配慮

「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」問8によると、許可された在留期限内に再入国できない旨の相談があった場合は、改めて在留資格認定証明書交付申請が必要、とあります。一方、4月3日出入国在留管理庁「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための申請受付期間の延長について」により、3月～6月中に在留期間満了日を迎える在留外国人は、満了日から3ヵ月後まで、在留資格変更、期間更新を受け付けてもらえるようになりました。そこで、現在母国に一時帰国している学生が、日本への入国制限等により母国で待機中に在留期間満了日を迎ってしまった場合でも、在留期間更新許可申請等を可能にしていただき、満了日以降の再入国が認められるような措置をお願いいたします。

(3) 入国制限緩和の際の留学生の優先的な入国への配慮

政府は、入国制限を緩和する場合はビジネス関係者など「必要不可欠な人材」から順次緩和するとの意見もあるようですが、留学生は、我が国の発展とグローバル化に大いに寄与すると考えられることとともに、母国と日本との懸け橋となって活躍するというより大きな効果が期待できる人材です。政府が入国制限を緩和する場合、既に発給した在留資格認定証明書を保有している留学生に対しては、是非とも早い段階で入国を認めていただけるようお願いいたします。例えば、現段階でもカナダにおいては、入国時に必要な健康診断を受け、その後14日間の隔離を義務付することを条件に、3月18日に渡航制限が実施された時点で、有効な留学許可証を保持していた、もしくは承認を受けていた留学生には入国を認めているという事例もあります。

(4) 留学生の受入回復に向けた審査の簡素化（留学生受入を国策として考えてほしい）

新型コロナウイルス感染症収束後の積極的な留学生の受入回復策として、在留資格認定証明書交付申請における提出資料の簡素化をお願いいたします。例えば、現在は、日本語の試験結果の提出を求められておりますが、これらの試験は、新型コロナウイルス感染症により国内はもとより、海外でも実施が中止となっており、試験の合格証明書の準備ができず、日本留学の大きな障害となっております。同様に、本年10月期生以降は、留学資金の形成過程の詳細な説明や立証資料が必要となっており、我が国への留学を躊躇させる大きな原因となっております。希望と夢に胸を膨らませ来日する熱烈な日本ファンを積極的に受け入れるために、世界的な留学生の獲得競争に打ち勝つためにも、是非とも審査の簡素化をご検討いただけますようお願いいたします。

参考資料（政治家、関係省庁への提出要望書の抜粋）

別紙 2/3

（5）令和2年4月期生及び7月期生の在留資格認定証明書交付の保留について

令和2年4月期生及び7月期生の在留資格認定証明書交付の際に入国制限されている国や地域の学生の当該証明書の交付が一旦保留されております。地方入管からは審査は終了し、不交付案件については発表されているが、入国制限のある国や地域については交付を保留している旨の説明を受けております。私どもは、これを留学生に十分に説明しておりますが、それでもなお、自身の審査結果について不安を持っている留学生が数多くおります。実際にこのことが原因となって留学自体を諦め、入学辞退を申し出る学生も発生しております。私ども日本語教育機関は、現状の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在留資格認定証明書の効力が停止していることは理解しておりますが、同時に母国で待機している留学生の不安も理解できます。留学生の不安を少しでも払拭し、希望をもって入国制限解除の日を待つていられるように当該証明書を交付していただけますようお願いいたします。

（6）在留資格認定書申請に於ける新しい審査基準の導入や新しい告示基準に基づく様々な措置の適用の延期について

本年10月より在留資格認定書申請審査に新しい審査基準の導入が発表されています。また新しい告示基準では、2019年10月以降に入国した留学生を対象にして、様々な報告を行うように義務付けられています。しかしながら新型コロナウイルス感染症がパンデミックと認識され、日本では緊急事態宣言が発出されるなどという異常事態が発生している現在、これらの措置の実施に適切な時期ではありません。これらの措置の実施を事態が鎮静化する来年以降に延期していただきたくお願いいたします。

2. 日本語教育機関の留学生に対する支援

（1）廃校となってしまった留学生の転校に伴う返金されない学費への補填等措置等

新型コロナウイルス感染症による影響で事業継続が困難になった日本語教育機関が廃校する事態が想定されます。廃校に追い込まれた日本語教育機関に学費等を払い込んでしまった留学生が、支払い済みの学費等の返金を受けることが出来ない場合は、彼らが学習を継続できるような支援が必要です。私ども日本語教育機関は、これらの学生を救済するために転校生として受け入れる努力が必要であると考えますが、その際には、返金されずに失われた学費の補填を行うなど政府からの支援をお願いいたします。同様に4月期生として在留資格認定証明書が交付されて、母国で入国を待っているうちに所属機関が廃校となる場合も想定されるので、来日前に所属機関の変更が可能となる等の配慮をお願いいたします。

（2）在校生に対する在籍期間の延長等の配慮

「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の問7の回答で、帰国困難者に関して「現在在籍している教育機関において引き続き教育を受けようとする場合には、在留資格『留学』の在留期間を更新することが可能」とされており、専ら日本語の教育を受ける期間が2年を超えることとなったとしても在留期間の更新が可能で、在留期間は、教育を受ける期間に応じて最長6ヶ月の期間が許可されるとされています。一方、休校等による学習の遅れ、日本留学試験、日本語能力試験の中止や9月入学の検討等の混乱の中、日本語教育機関に在籍している在校生は大きな不安を抱えており、今後、在校生の進学、就職も困難になっていくことも考えられます。進学、就職困難になった在校生に対して、例えばこの帰国困難者の留学査証の更新の特例を拡大（できれば最長一年在籍延長可能にする）等の配慮をしていただけるようお願いいたします。

別紙 3/3

3. その他の要望

（1）出入国在留管理庁と日本語教育機関関係6団体との継続的な連絡会の設置

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本語教育機関や留学生、そこで働く教職員にとって、未曾有の危機であることから、上記で記載した要望事項のように、目の前の短期的な議論が中心となっています。一方、中長期的な視点で見れば、審査のグローバル化を意識した提出書類の議論は、日本語教育機関の健全化にとっても重要であると考えます。全世界から優秀な留学生を確保するために、これまで以上の競争激化が予想されます。その中で、日本を選んで留学しようとする貴重な人材を失望させることがないような審査体制作りを共に考えていく必要があると考えます。是非継続的な連絡会の設置と実施をお願いいたします。

参考資料（政治家、関係省庁への提出要望書の抜粋）

外務省 領事局長
水嶋 光一 様

令和2年8月6日

要望書

入国制限の早期緩和について

日本語教育機関関係6団体の要望に迅速なご対応を賜り、心より感謝いたします。

在留資格認定証明書の有効期間延長を実現していただいたことにより、それぞれの国で待機している留学生の不安が払拭されました。日本留学開始の期待が高まる一方で、「いつ日本に入国できるのか。」との声が聞こえて参ります。多くの日本語教師達も、先が見えない中で雇用の不安を抱えております。また、私ども日本語教育機関は留学生受入れにあたり以下の感染症対策の実施を予定しております。

つきましては、留学生に対しては、ビジネス往来目的と同様の第1段階での入国制限緩和をしていただきたく、改めまして要望いたします。

《留学生受入れに際しての感染症対策》

1、渡日前の措置

- 留学生には、渡日前14日間の体温や体調を記録させ、日本語教育機関と共有させる
- 日本語教育機関は、留学生の国により指定されたPCR検査等の陰性証明の円滑な取得に協力し、その取得状況を管理する

2、入国時の措置

- 留学生には、空港でのPCR検査等を受けさせる等、わが国政府の指示を遵守させる
- 日本語教育機関は、留学生の出迎えを手配し、マスク着用等対策を徹底した上で、公共交通機関以外の手段で宿泊施設まで移動させる
- 留学生には、アプリや日誌等により、入国後14日間の位置情報を保存させる
- 留学生を宿泊施設に14日間待機させ、食料の買出し等の生活に必要不可欠な外出以外を禁じる。また、待機期間中は毎日、体温、体調等を日本語教育機関に報告させる
- 日本語教育機関は、待機期間中の留学生に毎日連絡し、身体、精神両面のケアを行うと共に、定期的に感染予防を含む生活指導を実施する
- 日本語教育機関は、健康保険または医療保険への加入を徹底させたうえ、地域の医療機関と連携体制を整える

(一財)日本語教育振興協会
理事長 佐藤次郎
(一社)日本語学校ネットワーク
代表理事 大日向和知夫
(一社)全国各種学校日本語教育協会
理事長 吉岡正毅

(一社)全国日本語学校連合会
理事長 荒木幹光
全国専門学校日本語教育協会
会長 深堀和子
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会
代表理事 江副隆秀

《要望の趣旨》

1 留学生の重要性

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として実施している入国制限は3段階で緩和措置が計画され、留学生はビジネス往来目的の次の段階に位置付けられていると聞いております。日本経済に対する寄与を考えるとビジネス往来目的の緩和措置は、妥当なご判断であると存じます。しかしながら留学生も我が国の社会、経済にとって必要不可欠な存在です。日本語教育機関で学ぶ留学生の殆どは、卒業後に直接日本国内企業に就職したり、大学や専門学校に進学し、その後に就職したりと我が国の活力の維持に貢献しています。何よりも母国と日本との懸け橋となって活躍できる、我が国の貴重なグローバル人材である点をご留意いただきたく存じます。

2 日本語教育インフラの崩壊懸念

日本語教育機関は、収入を留学生からの授業料納付金で賄い、運営されています。さらに学生受け入れ数の95%超が4月から10月の間に集中する構造になっています。このことから受け入れが叶わない本年4月期生、7月期生に加えて、今年度の10月期生が受け入れできない場合、学校経営が致命的ダメージを被ることになります。

さらに留学生の募集活動は通例、入学の半年～1年前から行われるため、既に2021年4月期生の募集活動に大きな支障になっており、万が一2021年4月までに受け入れが実現しない場合、日本語教育機関の在籍留学生数はほぼゼロとなり、日本語教育事業の継続が困難になり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまうものと懸念されます。

3 日本語教師の雇用崩壊の懸念

日本語教師の雇用は、留学生の在籍者数に依存するため、本年10月までに受け入れが実現しない場合は、相当数の日本語教師の雇用が失われます。雇用が失われてしまえば、「日本語教育の推進に関する法律」第21条に規定された「日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等」が図れなくなります。

東日本大震災などの経験によれば、高いスキルを持つ日本語教師であっても、一度その職を失い他の職種に就いてしまうと、二度と戻ることはありません。日本語教師の資質と能力を証明する新たな資格である公認日本語教師の制度の整備も進められている最中に、優秀な教師の雇用が失われますと、後進の育成体制も失われ、我が国の外国人受け入れ体制に大きな傷跡を残すこととなります。

以上、日本語教育機関の状況をご覧いただき、早急に、留学生の入国制限を緩和していただけますようお願いいたします。